（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十一条　改正法附則第二十一条第二項の規定により旧法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区を新法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして同条の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令第二十七条の九第一項第二号の規定にかかわらず、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正後の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第二十八条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの期間とする。

2　改正法附則第二十一条第三項の規定により新法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区とみなされる地域において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合における新令第二十七条の九第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、施行日を同項第四号に規定する指定の日とみなす。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十二条　改正法附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十二条の十の規定に基づく旧令第二十七条の十の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「法第六十八条の十四第五項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第五項」と、「法第六十八条の十四第二項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の十四第二項」と、同条第三項の表中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

2　福島復興特別措置法施行日が改正法の施行の日後である場合には、同日から福島復興特別措置法施行日の前日までの間における改正法附則第二十二条第三項の規定の適用については、同項中「第十七条の二から第十七条の三の二まで」とあるのは「第十七条の二及び第十七条の三」と、同項の表第十七条の三第六項の項中「第十七条の三第六項」とあるのは「第十七条の三第五項」とする。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第十三条　改正法附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十二条の十の規定の適用がある場合における新法第四十二条の十三の規定に基づく新令第二十七条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同項各号に掲げる規定
（同項	同項各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この項において「改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項又は第三項の規定を含む。）
第二項	
規定にかかわらず	同項各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定により読み替えられた法第四十二条の十三第一項

）に掲げる規定	
（同項	
同項各号に掲げる規定を適用した場合の」と	
まず同項	
同項各号に掲げる規定」と	

2　改正法附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十二条の十の規定の適用がある場合であって、新震災特例法第十七条の二から第十七条の三の二までの規定の適用がある場合における新法第四十二条の十三の規定に基づく新令第二十七条の十三の規定の適用については、前項及び新震災特例法施行令第十七条の四の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新令第二十七条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同項各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この項において「改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項又は第三項の規定を含む。）
（同項	同項各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定により読み替えられた法第四十二条の十三第一項
第二項	
規定にかかわらず	規定（旧効力措置法第四十二条の十第十項の規定、震災特例法第十七条の二第八項の規定、震災特例法第十七条の三第五項の規定及び震災特例法第十七条の三の二第四項の規定を含む。）にかかわらず